

令和7年12月5日

特別会議室

荒川区町会連合会会議次第

1 会長あいさつ

2 区民生活部長あいさつ

3 議題

(1)関係団体からの依頼事項

- ①令和7年度荒川区共同募金運動に対するご協力のお礼と小地域福祉活動費の配分について

(荒川区共同募金協力会) 2~3ページ

(2)区からの依頼事項

- ②わたしの便利帳(令和7年11月発行)希望者配付のポスター掲示依頼について

(広報課) 4~6ページ

- ③「荒川シルバー大学」ポスターの掲示について

- ④高齢者みまもり名簿及び避難行動要支援者名簿の回収・配付の時期について

(高齢者福祉課) 7~9ページ

- ⑤生活安全条例の一部改正について

(生活安全課) 10~14ページ

- ⑥令和7年度「区民交通傷害保険」団体加入手続き及び回覧板での周知について

(区民課) 15~17ページ

(3)町会連合会運営事項

- ⑦令和7年度町会実務担当者研修会の実施について

- ⑧集合住宅に対する町会加入手順について

- ⑨町会公式LINEの紹介コーナーについて

(区民課) 18~22ページ

4 情報交換

5 次回 2月5日(木) 午後2時 庁議室

7荒共募第26号
令和7年12月5日
(公印省略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区共同募金協力会
会長 杉山律子

令和7年度「赤い羽根共同募金運動」への協力に対するお礼について

本年10月1日から1か月間実施しました「赤い羽根共同募金運動」に、多大な御協力を賜りましたこと、御礼申し上げます。

募金は、東京都共同募金会を通じ、区内の児童福祉・障がい者・高齢者施設や社会福祉関係団体等へ配分され、福祉の充実に活用されます。

令和7年度「赤い羽根共同募金運動」地区募金額一覧

町会連合会	本年度募金額(円)	前年度募金額(円)
南千住東部	564,900	564,000
南千住西部	434,668	431,600
荒川東部	523,700	529,000
荒川西部	496,933	514,136
町屋地区	440,000	440,000
尾久東部	1,130,057	1,355,076
尾久西部	1,589,211	1,760,431
日暮里地区	1,287,021	1,375,000
※その他(募金箱等)・職域	355,165	356,869
地区募金合計	6,821,655	7,326,112

※令和6年度より、地区募金についてその他(募金箱等)の中に、職域(荒川区役所・荒川区社会福祉協議会職員からの募金)を含めています。

荒川区共同募金協力会事務局
(福祉部福祉推進課地域福祉係内)
電話:3802-3953 (直通)
担当:篠田、一色、大森

7荒共募発第26号
令和7年12月●日
(公印省略)

●●町会
会長 ●● 様

荒川区共同募金協力会
会長 杉山律子

令和7年度共同募金小地域福祉活動費の配分について

本年10月1日から1か月間実施しました「赤い羽根共同募金運動」に、多大な御協力を賜りましたこと、御礼申し上げます。

本年度の小地域活動費を下記のとおり配分いたします。貴町会の福祉活動等に役立てていただきますようお願ひいたします。

※「小地域福祉活動費」は地区募金活動に御協力くださった町会・地域団体等が実施する福祉活動(敬老会、子ども会活動など)、防災関連事業、コロナ予防関連事業に充当することを目的とした配分金です。

記

1 貴町会募金実績額	<u>＊＊＊＊＊円</u>
2 小地域福祉活動費	<u>＊＊＊＊＊円</u>

(募金実績額の10%、100円未満切捨て)

荒川区共同募金協力会事務局
(福祉部福祉推進課地域福祉係内)
電話:3802-3953 (直通)
担当:篠田、一色、大森

7 荒区広第447号
令和7年1月21日
(公印省略)

各町会長 殿

荒川区区政広報部広報課長
木下 兼吾

わたしの便利帳（令和7年1月発行）の
希望者配付のポスター掲示について（依頼）

日ごろから、当課の事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和7年版のわたしの便利帳を発行いたします。本冊子は2年に一度発行しておりますが、今年度から全戸配布を行わず、各区民事務所・図書館・ふれあい館、区役所本庁舎での配布または郵送での配布といたします。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するポスターを制作いたしましたので、誠に恐縮に存じますが、下記の通り町会掲示板に掲示していただきたく、お取り計らいのほどよろしくお願ひ申し上げます。

記

1 希望者配付詳細

- 令和7年1月5日（金）より区役所本庁舎（地下1階情報提供コーナー、1階総合相談、4階広報課）、各区民事務所、各図書館、各ふれあい館で配布
- 電話、荒川区ホームページより、広報課広報係へ申込みいただいた方に郵送（無料）

2 ポスターの内容

「わたしの便利帳（令和7年1月発行）」配布方法変更周知ポスターA4版（添付の通り）

3 希望掲示期間

令和8年1月31日（土）まで可能な期間

4 ポスター配布方法

町会交換便にて配布

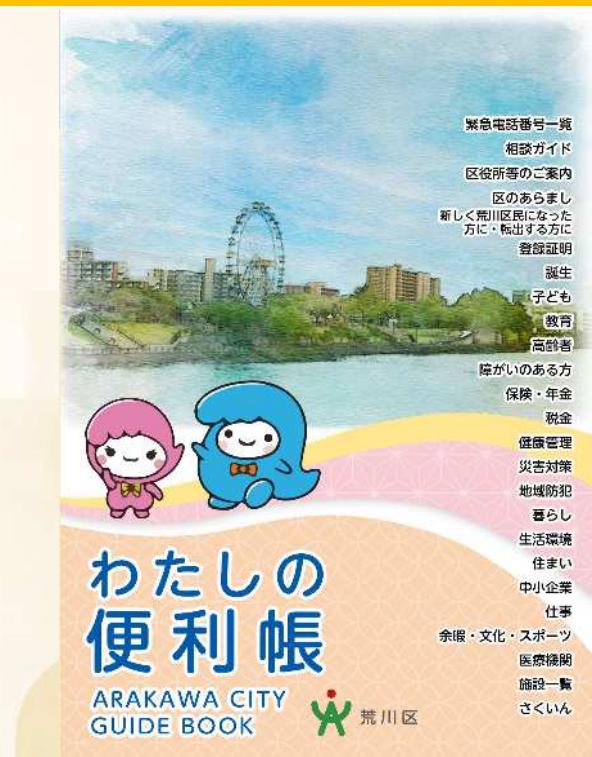
【問合せ】

荒川区区政広報部広報課

担当 安藤、尾澤

電話 3802-3267

「わたしの便利帳」を 配布しています



「わたしの便利帳」を下記施設で配布しています。

希望する方には、無料で郵送しますので、電話または二次元コードからお申込みください。



区役所の窓口やさまざまな制度を紹介している冊子です。

配布場所

- ・区役所本庁舎(地下1階情報提供コーナー、1階総合相談、4階広報課)
- ・区民事務所
- ・ふれあい館
- ・図書館

郵送申込先 問合せ

広報課広報係 ☎3802-3267

7荒福高第3427号
令和7年12月5日
(公印省略)

各町会長、自治会長様

高齢者福祉課長 田上 誠二

「荒川シルバー大学」ポスターの掲示について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

荒川シルバー大学の新規生徒募集に向けて、大学の周知を図るため、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおりポスターを掲示してくださいますようお願ひいたします。

記

- 1 内容 「荒川シルバー大学」ポスター
※ ポスターのイメージは別紙のとおり
- 2 大きさ等 縦A4判
- 3 掲示期間 交換便で到着後～2月20日（募集受付終了日）まで可能な期間
- 4 掲示数 町会等の掲示板の数
- 5 その他 ポスターは、12月の町会交換便でお届けします。

問合わせ先
福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係 担当：川合
03-3802-3111 内線2675

令和8年度 受講生募集

申込受付：令和8年2月6日(金)～20日(金)(土日祭日除く)午後1時～3時

申込会場：生涯学習センター内

荒川区荒川3-49-1 (JR三河島駅 徒歩5分)

対象：区内在住・在勤 60歳以上の方 ※事情があれば60歳以下の方でも相談の上可

会費：総合運営費 年間8,000円

受講料：1教科 年間5,000円～7,000円

※教科によって、教材費・活動費・交通費・見学費等が別途必要になる場合があります。

荒川シルバー大学

一緒に学びませんか



個々の趣味を生かし
交友を深め、
人生を豊かにする
楽しい学びの場です



年間を通じて、学園祭・
学芸会・親睦会・
合同講義などの行事が
企画されています



本を楽しむ

硬筆 水彩画 盆踊り（民踊舞踊）ヨガ

足裏・ヘルスケア

フラダンス

歌声

書道

気功

英語

音楽

茶道

自然と小さな旅

陶芸

東京近郊ミニ散歩

日本の話芸

パソコン

頭の体操

絵手紙

折り紙

社会科見学

写真

料理

おしゃれニット

健康体操

華道

俳句

朗読

健康吹き矢

今と昔の歴史散歩

パステル絵具画

荒川シルバー大学事務局

☎ 03-3801-5740

〒116-0002 荒川区荒川3-49-1 荒川区生涯学習センター内

メールアドレス : arakawa-silver@tcn-catv.ne.jp

ホームページ : <http://arakawa-silver.com/>

募集関係書類設置場所:荒川区生涯学習センター、荒川シルバー大学事務局、
区役所福祉部高齢者課・生涯学習課、区内ふれあい館・ひろば館(各窓口)

8 荒川シルバー大学

検索



令和7年12月5日
高齢者福祉課

町会・自治会長の皆様

荒川区高齢者福祉課長
田上 誠二

高齢者みまもり名簿及び避難行動要支援者名簿の回収・配付の時期について

日頃より、高齢者福祉事業へのご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在区では、高齢者みまもりネットワーク事業の一環として希望町会・自治会へ配付しております高齢者みまもり名簿及び災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿について、更新・配付時期等の変更について検討を行っております。

みまもりの対象となる高齢者は増加傾向にあり、高齢者が抱える課題は複雑・多様化しています。その一方で、地域の担い手の不足や、担い手の高齢化、個人情報の取扱いなどの課題も顕在化しており、今後の持続可能なみまもりの体制について、検討を行っていく必要があると認識しております。

このことから、上記の2つの名簿の町会・自治会の皆様への配付についても、見直しと検討を行うため、現在お持ちの名簿については、本年12月の回収は行わないことといたしました。

名簿の回収や配付にきましては、改めて来年2月の町会連合会でご案内をいたします。

また、地域活動等の際の日頃のみまもりにより、地域の高齢者についてお気づきの点や、ご相談ごとがありましたら、引き続き、高齢者みまもりステーションまたは高齢者福祉課までお声かけいただけますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

高齢者みまもり名簿：高齢者福祉課地域包括支援係
内線2676 石橋 竹下
避難行動要支援者名簿：高齢者福祉課高齢者福祉係
内線2677 小嶋 川合

7 荒区生第732号
令和7年12月5日
(公印省略)

町会長・自治会長 各位

区民生活部生活安全課長
須崎 誠也

荒川区生活安全条例の一部改正の実施について(周知)

日頃から、区の治安対策行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、区では、日暮里駅前付近などで常態化している客引き・客待ち行為への対策として、荒川区生活安全条例の一部改正による規制強化を検討しております。

このたび、条例改正に向けた検討の進捗として、「荒川区生活安全条例の一部を改正する条例(骨子案)」を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

今後の改正条例をより実効性のあるものとするため、区民の皆様の幅広いご意見を反映させたいと考えております。

現在、骨子案を公開し、下記のとおりパブリックコメント(ご意見募集)を実施しております。皆様からのご意見・ご提案を心よりお待ちしておりますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 生活安全条例一部改正の骨子案
別紙1のとおり

2 条例改正案に対するご意見のご提出について
別紙2のご意見提出用紙を郵送、メール、または2次元コードからご提出ください。
〒116-0002荒川区荒川2-25-3 荒川区役所分庁舎2階 生活安全課生活安全係
Eメール anzen@city.arakawa.lg.jp
2次元コード 別紙2に表示

3 ご提出期限
12月18日(木)

4 問合せ
生活安全課生活安全係
電話：03-3802-3111 内線494
FAX：03-3891-8892
メールアドレス：anzen@city.arakawa.lg.jp

荒川区生活安全条例の一部改正（案）について 【概要版】

1 改正目的

安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域の景観の向上や誰もが快適に過ごせる環境の確保を図るため、区条例の一部を改正し、区内における客待ち行為等に対する規制を強化します。

2 現状と課題

区内での性風俗店などの客引き行為や執拗な客引き行為は、東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（以下「迷惑防止条例」という。）により、区内全域で禁止されています。これに対し、客待ち行為は、都の迷惑防止条例により地区及び行為を限定して規制されていますが、当区は規制区域の対象外のため、区内での客待ち行為については、都の迷惑防止条例の規制で対処できません。

こうした状況を踏まえ、区では平成24年8月に区条例の一部を改正し、特定の客待ち行為（性風俗やわいせつ性の高いキャバクラ等）に限り禁止しています。

以来、区は警察と連携し、夜間パトロールや安全安心パトロールカー（以下「青色パトロールカー」という。）による警戒を継続してきました。

しかしながら、昨今、都の迷惑防止条例にあたらない客引き行為や区条例にあたらない客待ち行為が常態化し、通行人に不安を与えるだけでなく、駅周辺の景観や地域イメージを損なう要因となっています。特に日暮里駅周辺では、主にガールズバーなどの客待ち行為等が多発し常態化しています。現在、23区の中で、区独自に客引き行為や客待ち行為を規制している14区のうち、当区以外の区ではより厳しい規制内容となっています。

以上のように、現行の区条例の枠組みでは、都の迷惑防止条例にあたらない客引き行為や区条例にあたらない客待ち行為に対し、十分な注意や指導ができない状況です。したがいまして、区の実情や他区の規制内容等を踏まえ、より実態に即した規制強化を図ることが必要です。

3 規制対象行為

区内の公共の場所（道路、公園、広場その他の不特定多数の者が通行し、又は利用する場所）において、以下の客引き行為等が禁止となります。

客引き行為等とは、客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為をいいます。

（1）客引き行為

公共の場所において、不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるよう誘う行為

(2) 客待ち行為

上記（1）の客引き行為をする目的で、公共の場所において相手方となるべき者を待つ行為

(3) 勧誘行為

公共の場所において、いわゆる「スカウト行為」により、特定の者を勧誘する行為

(4) 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、公共の場所において、相手方となるべき者を待つ行為

4 営業活動の規制

飲食店等を営む者は、公共の場所における客引き行為等を用いた営業活動が禁止となります。また、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

【対象となる飲食店等の例】

- ①居酒屋、スナック、ガールズバー、キャバクラ、ホストクラブ等
- ②カラオケボックス等
- ③ソープランド、ファッショナブルス、ラブホテル、アダルトショップ等
- ④整体等

5 指導

区は、区内全域の公共の場所において客引き行為等を行った者（その行為を指示した責任者等含む）に対して、指導^{*1}を実施し違反行為をやめるよう求めることができます。

※1 指導は口頭又は書面で行います。



指導

6 勧告

区は、指導を受けた者が更に違反行為をしている場合、勧告^{*2}を実施します。

※2 勧告（当該行為を中止するよう求める行為）は書面で行います。



7 公表

区は、勧告を受けた者が従わなかった場合、公表^{※3}を実施します。

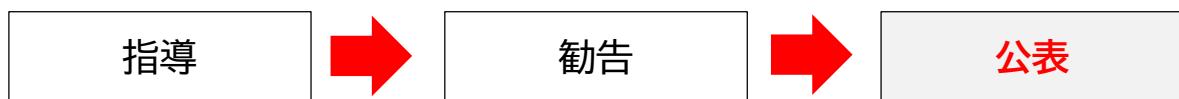
※3 区長は、客引き行為等を行い、勧告に従わなかった者について、下記の事項を公表することができます。

(公表事項)

ア 氏名、勤務先、住所（代表者・責任者・個人事業主等を対象とする）

イ 違反店舗名 店舗の所在地

ウ 違反行為の内容



8 過料

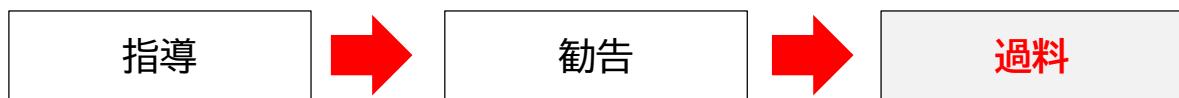
区は、勧告に従わず、違反行為を続ける者へ、過料^{※4}の罰則を適用します。

※4 次の事項に該当する者は、50,000円以下の過料を科します。

- ・勧告に従わず、違反行為をしたもの
- ・勧告に従わず、客引き行為等をしたものから紹介を受けて、当該客引き行為等を受けたものを客として営業所内に立ち入らせた店舗等を営む者

(両罰規定)

過料については違反行為者を罰するほか、その使用者である事業者に対しても過料を科す場合があります。



9 立ち入り調査等

違反行為に必要な措置をするにあたり、違反者の事務所、営業所の立ち入り、必要な事項を調査し、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所、その他の質問事項について質問し、もしくは文書の提示その他の協力を求めることができるものとします。

生活安全条例の一部改正へのご意見募集 (パブリックコメント)

ご意見提出用紙

氏名	(フリガナ)	電話番号	
住所	〒 一		

※企業・団体の場合は、企業・団体名及び代表者名、企業・団体の所在地をご記入ください。
※ご意見の内容について、確認させていただくことがありますので必ずご記入ください。

【意見記入欄】

どの項目・箇所へのご意見か分かるようにご記入ください。ページ番号で示していただいても結構です。

■締切 令和7年12月18日（木曜）[必着]

■送付先 【持参】荒川区役所分庁舎2階生活安全課(平日8:30~17:15、土・日・祝を除く)

【郵送】〒116-0002 荒川区荒川2-25-3 分庁舎2階
荒川区役所生活安全課 あて

【FAX】03-3891-8892

【電子メール】anzen@city.arakawa.lg.jp

(メール本文に直接入力してお送りください。
また、件名に「パブリックコメント」とご記入ください)

【電子申請】右記の二次元コードを読み取り、
専用フォームに直接入力してください



電子申請
専用フォーム

※この意見記入用紙は、荒川区のホームページにも掲載しています。

(トップページ > 広報・報道・広聴 > パブリック・コメント > 意見を募集しているパブリック・コメント
> 生活安全条例の一部改正に関するパブリックコメント実施)

※頂いたご意見は集約し、区の考えとともに後日公表します(住所・氏名は公表しません)。個別の回答は行いませんのでご了承ください。

7荒区区第1435号
令和7年12月5日
(公印省略)

各町会長・自治会長様

区民課長 岸 洋希

令和8年度「区民交通傷害保険」団体加入手続き及び回覧板での周知について（依頼）

平素より、区民交通傷害保険事業につきましては大変お世話になっております。令和7年度「区民交通傷害保険」の保険期間が令和8年3月31日までとなっております。

つきましては、令和8年度「区民交通傷害保険」への更新及び新規加入の手続きをお願いいたします。また、この制度を周知するため、回覧板での周知もお願ひいたします。

記

1 保険について

令和8年度は保険料の改定はございません。

区民交通傷害保険は、少額の保険料で加入していただき、車両による交通事故によりケガをされた場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に応じた保険金をお支払いする保険です。

自転車賠償責任プランは、XJ・AJ・BJ・CJの各コースへ加入することにより、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する特約です。

2 団体加入申込

(1) 申込人数 10名以上

(2) 申込期間 令和8年1月8日（木）から3月11日（水）まで

※ 2月下旬以降は大変混み合いますので1月～2月中旬の受付にご協力ください。

(3) 保険料支払 千円札10枚は1万円札に、小銭はお札に、両替にご協力ください。

(4) 報奨金 保険料の8%…令和8年6月頃の支払を予定しております。

3 配付予定期

(1) 加入申込書等 令和7年12月下旬

(2) 回覧板 令和8年1月上旬 ※町会掲示板へのポスターの掲出は行いません。

4 その他

(1) 「加入申込書」等は団体加入される町会にのみ、郵便でお送りいたします。

(2) 「回覧板チラシ」（令和8年度「区民交通傷害保険」申し込みが始まります！）は回覧板を利用している全町会に令和8年1月の町会交換便でお送りいたします。

【問合せ先】区民生活部区民課交通傷害保険窓口 担当：清水・榎本
3802-4965（区民課庶務係 内線3782）

令和8年度

『区民交通傷害保険』 申し込みが始めます！

区民交通傷害保険とは

車両による交通事故によりケガをされた場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に応じた保険金をお支払いする制度です。自転車に乗る方は、区民交通傷害保険の各コースに保険料をプラスすることにより、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する自転車賠償責任プランがおすすめです。



申込期間

令和8年2月2日（月）から3月31日（火）まで

※WEB申し込みは、2月1日（日）から受付開始

※WEB申し込みは、令和9年1月31日（日）まで中途加入可能

対象者

荒川区在住・在勤・在学のいずれかに該当する方

※1 補償開始（3月末までに申し込みされる場合は4月1日）時点

※2 在勤・在学者のご家族は加入できません

申込方法

- 個人加入（WEB・金融機関・区役所窓口）
 - 団体加入（町会・自治会等を通して）
- どちらかをお選びいただけます

（1）個人で加入したい方

①WEBからの申し込み

以下のサイトから申し込みができます（QRコードから接続してください）

決済方法はクレジットカード・PayPayのいずれかからお選びください

専用サイト URL : <https://dantai.sompo-japan.co.jp/lp/arakawaku/>

【QRコード】

2月1日から申し込みができるようになります



②窓口での申し込み（以下に記載の窓口で申し込みができます）

- 区内の金融機関（銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・信用組合）または郵便局
- 荒川区役所 区民課窓口（3階⑨窓口）

（2）町会等（自治会・各種組合等）を通して加入したい方（団体加入）

「団体加入申込書」は、町会・自治会・各種組合等の担当役員の方にご請求ください

※団体加入を実施していない町会・自治会・各種組合等の場合は、個人で加入してください



裏面に続く（保険料・お問合せ先等）

保険料



【自転車賠償責任付プラン】自転車を使用する方におすすめのコース

自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償するプランです

	補償内容	一時払保険料	最高保険金額
XJ	区民交通傷害 X コース +自転車賠償責任プラン	1,500 円	35 万円（交通傷害）+1 億円（自転車賠償）
AJ	区民交通傷害 A コース +自転車賠償責任プラン	2,200 円	150 万円（交通傷害）+1 億円（自転車賠償）
BJ	区民交通傷害 B コース +自転車賠償責任プラン	3,000 円	350 万円（交通傷害）+1 億円（自転車賠償）
CJ	区民交通傷害 C コース +自転車賠償責任プラン	4,300 円	600 万円（交通傷害）+1 億円（自転車賠償）

【区民交通傷害プラン】

	補償内容	一時払保険料	最高保険金額
A	区民交通傷害 A コース	1,200 円	150 万円（交通傷害）
B	区民交通傷害 B コース	2,000 円	350 万円（交通傷害）
C	区民交通傷害 C コース	3,300 円	600 万円（交通傷害）

※ 7コース全てに被害事故補償（最高保険金額 600 万円）を自動セットします

※ 上記の保険料は、2～3月中に申込みをし、4月1日から保険期間が始まる場合の金額です

※ WEB からの申し込みで4月以降に手続きする場合は一時払保険料が異なります

町会などの団体で加入された方にシールを配布します。
自転車の泥除けなどにお貼りください。個人加入の方は
区役所窓口で配付しますが、無くなり次第終了となります。
なお、このシールは保険加入を証明するものではなく、
「領収証兼加入者証」が加入を証明するものです。
領収証兼加入者証は大切に保管してください。



お問い合わせ先

加入手続きについて

荒川区 区民課 区民交通傷害保険窓口(区役所3階⑨窓口)
〒116-8501 荒川区荒川2-2-3
TEL:03-3802-3111(内線3782)
(平日 午前8時30分から午後5時15分まで)

保険や補償内容について

[引受保険会社]

損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部東京公務課
〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1
TEL:03-3349-9666
(平日 午前9時から午後5時まで)

実務担当者研修会のお知らせ

前回ご参加いただいた皆さんから「とても参考になった！」とご好評をいただいた、公式LINEの情報交換会を今年も開催します！

公式LINEを活用している町会の取り組みや工夫、導入を検討している町会の疑問など、ほかの町会の”リアルな声”を直接聞ける、貴重な機会です。

「うちの町会でも活用できるかな…？」

「ほかの町会はどんな使い方をしているんだろう？」

そんな疑問を解消し、ヒントを持ち帰っていただける場となっています。ぜひ、この機会にお気軽にご参加ください！

公式LINE情報交換会 ver2.0

日時 令和8年2月28日(土)午後2時～4時

場所 サンパール荒川 5階第7集会室

内容 公式LINEを活用している町会が
集まった情報交換会

対象 各町会の公式LINE配信担当者

申込 右記の二次元コードから申込み

備考 公式LINE未導入の町会も参加OK
申込者多数の場合は調整させていただく可能性あり



荒川区町会連合会事務局（荒川区区民生活部区民課）

担当 清水・関沢

☎03-3802-3111 (内線2513)

集合住宅に対する町会加入手順について

1 条例に基づく事前協議の連絡があった時

「荒川区住宅等の建築に係る住環境整備に関する条例」では、届出の前までに町会との協議が必須になっており、事業者(建築業者等)から町会加入に対する協議の申し出があります。

また、「荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」では、近隣住民からの求めにより、事業者に説明会開催を義務付けておりますので、町会会館等を説明会の会場として使用することを相談されることもあります。

【具体的な対処方法…A】

① 事前協議の連絡が入った時点

- ・ 可能な限り役員会等で説明して欲しいと伝える。(町会長単独での面会は、言った言わないになる可能性があるため、複数で対応して下さい。)
- ・ 必ず図面と書面でのスケジュールを持参するように伝える。(役員全員分は無理でも5部程度なら悪質な業者でない限り大丈夫だと思います。)
- ・ 概ねの規模(戸数、賃貸か分譲か、商業施設の有無等)を確認する。(この時点で確認して置いた方が、その後の作戦が立てやすい。)

② 事前協議の前日までに

- ・ 会費や納入方法等を役員間で共有する。(賃貸の場合は、年度初めにオーナーが一括払い、分譲の場合は、管理組合の総会後に一括振込など)
- ・ 事前協議以降の窓口となる役員(町会長が望ましい)を決めて置く。

③ 事前協議の場で

- ・ 町会費及び徴収方法について提示する。
- ・ 区及び町会からの情報伝達方法について提案する。(管理人等に届けるのでマンション内に掲示して欲しい等)

- ・ 建築会社から販売会社、管理運営会社に移行していくのであれば、必ず引き継ぎを行う趣旨の誓約書の提出(又は覚書等の締結)を申し出る。
- ・ ワンルーム等が明確な場合は、投資目的の共同住宅なのか、将来的に外国人向けの宿泊施設になるかなどの可能性も確認する。
- ・ ゴミ収集の方法等(集積場所等)を確認する。
- ・ 敷地内のスペースに町会掲示板や倉庫、街路灯等が置けるか確認する。
- ・ 集会室がある場合は、町会に貸出が可能か等も確認する。(この段階で申し入れをしないと後からでは断られる可能性大)

<事例>

町長さんのところに突然電話がかかり、「町内にマンションを建設することになった〇〇建設の者だが、町会費はいくらですか」と尋ねて来る。「月300円を頂いている」と答えると「わかりました」で電話が切れる。

その後、町長と協議した結果、「この地域の町会費は月300円で、入居後に町会役員が訪ねてくるので、町会に入会して下さい。」といったチラシを入居者に配付することで、了解を得たとする報告が区役所に提出にされる。

*この事例は、極端な事例になりますが、建築業者から販売業者、管理会社等に移る際に引き継ぎが行われず、強制的な町会加入は認められないとした判例等が持ち出され、あくまでも町会加入は任意であると押し切られてしまうケースも珍しくありません。

また、月額300円、年額3600円を年額1000円に値切られてしまった事例もあります。

*町会と集合住宅との間で、町会加入後の取り決めをしなかったことから、総会やイベントの案内の配布ができず、集合住宅からも「町会費を納めているのに町会はなにもしてくれない。」との苦情に繋がった事例もあります。

2 協議において町会加入は任意である旨を繰り返す場合

前出の裁判例や国土交通省の「マンションの管理の適正化に関する指針」に記載のある「自治会及び町内会等は各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意すること」を管理会社が持ち出し、非協力的な場合が見受けられます。管理会社として町会加入を NG としているのか、その社員の個人的な知識不足も含めた考え方、見分ける必要もありますが、立ち上がりっていない管理組合に対する遠慮的な発言の場合もあります。

【具体的な対処方法…B】

① 事前協議の段階で

- ・ あくまでも管理組合の判断とする場合は、管理組合の発足に向けた説明会等に出席依頼がある。この場合、管理組合の大多数が町会加入の意向であれば、管理会社として一括納入をお願いできるのか確認する。
- ・ 管理組合全員でなく、大多数で説明する。
- ・ 説明会には、複数の役員で伺う旨も伝える。
- ・ 管理会社として地域コミュニティの重要性(町会の必要性)を認識しているのか再度確認する。

② 説明会の会場で

- ・ 町会の必要性や様々な事業、先ずは管理組合と連携したい等を複数の役員で説明する
- ・ その場で町会加入の意向が示される場合もあるが、加入の結論は管理組合結成後になる
- ・ 地元から(町会員の子ども等)入居する方がいたら、積極的な発言を依頼する。

③ 町会加入が決まったら

- ・ 具体的な対処方法(A)に戻り、進めて下さい。
- ・ その際、管理会社の対応が悪くても、丁寧な対応が肝要です。

町会公式LINE紹介コーナー

ひぐらし文化会

エリア:西日暮里4丁目周辺
世帯数:約1000



ポイント

- ✓ 無料ツール「**Canva**」を使った温かみのあるデザインのリッチメニュー
 - ✓ 「町会のイベントや回覧」「区からのお知らせ」を随時配信
 - ✓ 住民にとって特に関心が高い「ごみ」と「防災」の情報にリッチメッセージ機能でアクセス可能
 - ✓ Googleフォームを使ってバスハイク等の申込みを受付